

平成 20 年 4 月 14 日  
社 会 保 険 庁

## 全国健康保険協会の候補者の選定について（案）

### 1. 協会職員の募集

(1) 平成 19 年 10 月 25 日に、全国健康保険協会設立委員会から社会保険庁長官に対して、同委員会で決定された労働条件及び採用基準に基づき、当庁の職員に全国健康保険協会（以下「協会」という）の労働条件及び採用基準を提示の上、同協会職員の募集を行うよう依頼があった。

(2) 社会保険庁長官は、これを受け、職員に対し説明会を行った上で、意向調査を実施し、協会の職員となることに関する職員の意思を確認した。

○意向調査実施職員総数 16,307 人（平成 19 年 11 月 1 日現在）

○協会を第 1 希望とする職員数 4,156 人

(3) 社会保険庁長官は、協会の職員となる意思を表示した者の中から、採用基準に従い協会の職員となるべき候補者を選定し、その名簿を作成した。（約 1,800 名を上限とした。）

○名簿に登載した職員数 1,800 人

## 2. 名簿作成の考え方

名簿の作成にあたっては、設立委員会から示された職員の採用基準に従い、次のとおり、採用候補者を公正・公平に選定した。

- (1) 協会を第1希望とする者を優先する。
- (2) 協会の理念・運営方針、実績及び能力本位の給与体系や広域的な人事異動を原則とする協会の人事方針に賛同する者を選定する。
- (3) 職務に対する意欲、能力を有すると判断される者を選定する。(※この判断には、平成19年度上期における人事評価を踏まえ、従前の勤務成績等を勘案する。以下、勤務成績の判断は同様とする。)
  - ① 人事評価結果が役職階層に期待される能力又は実績を大きく下回った者（実績評価又は能力評価の評語のいずれかが「D」評価である者）は除外する。
  - ② また、実績評価又は能力評価の評語のいずれかが「C」評価である者については、従前の勤務成績等も勘案し、可否を慎重に判断する。
- (4) 業務遂行に支障のない健康状態である者を選定する。
- (5) 協会の組織運営や業務が適切かつ円滑に実施されるよう、協会の本部・支部の人数及び役職との整合性を図るとともに、候補者が一定年齢に偏らないように年齢構成を考慮し、更に、その役職に必要な職員の知識・業務経験を比較・勘案し、ふさわしい者をバランスよく選定する。その際には、次の3点に留意する。
  - ア 希望者の健康保険業務経験（協会に移管する対象業務）の長短
  - イ アの業務経験のうち、一般職員、係長、課長などの経験年数
  - ウ 候補者の健康保険業務経験以外の業務経験

- (6) 過去に国家公務員法による懲戒処分等を受けている者の選定については、勤務成績や改悛の情を併せて考慮することとし、勤務成績と処分の量定に応じて、他の職員よりも一定以上高い水準の評価がなされた者に限るなど、厳正に可否を判断する。(別紙を参照)
- (7) (1) から (6) までの選定の結果、協会職員となることを第 1 希望とする職員に当該役職に適任な候補者がいない場合は、協会を第 2 希望又は第 3 希望としている職員から上記の要件に合致した者を抽出し、その中で本人の同意が得られた者を選定する。
- (8) 今後、候補者名簿の提出から平成 20 年 10 月 1 日の協会発足に伴う職員採用までの間に、同名簿に記載された者に対して新たに国家公務員法による懲戒処分等が行われた場合については、その処分に係る行為の内容、当該候補者の直近の勤務成績等を含め設立委員会に報告する。

## 過去に懲戒処分等を受けている者にかかる選定の考え方

◎ 次の要件を満たす者から選定する。

回数 処分内容		懲戒処分を1回を受けている者	過去に懲戒処分を複数回を受けている者	候補者
懲戒 処分 の 処分 量 定	停 職	実績評価又は能力評価が役職階層に期待される実績又は能力を大きく上回っている者（実績評価又は能力評価の評語のいずれかが「S」評価である者）	懲戒処分の量定に「停職」を含んでいる場合は、実績評価及び能力評価の評語がいずれも「S」評価である者	0人
	減 給	実績評価及び能力評価が役職階層に期待される実績及び能力を上回っている者（実績評価及び能力評価の評語がいずれも「A」評価以上である者）	上記以外の場合であって、懲戒処分の量定に「減給」を含んでいる場合は、実績評価又は能力評価の評語のいずれかが「S」評価で、かつもう一方の評語が「A」評価以上である者	9人
	戒 告	実績評価及び能力評価が役職階層に期待される実績及び能力を有している者（実績評価及び能力評価の評語がいずれも「B」評価以上である者）	懲戒処分の量定が「戒告」のみの場合は、実績評価又は能力評価の評語のいずれかが「A」評価以上で、かつもう一方の評語が「B」評価以上である者	62人
懲戒処分は受けていないが矯正措置を受けている者		行為者として矯正措置の量定が「訓告」である処分を複数回を受けている場合には、実績評価及び能力評価が役職階層に期待される実績及び能力を有している者（実績評価及び能力評価の評語がいずれも「B」評価以上である者）		0人